明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十二年総務省告示第三百五十三号の一部を訂正する件　一
（総務二七四）
○平成二十四年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（同二七五）　二
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学一一九）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二一〇）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
（同二一一）　七
〔人事異動〕
最高裁判所　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十四年度地方公共団体金融機構財務諸表、日本放送協会放送受信規約の一部変更関係
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第二百七十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、新党日本から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百五十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部中

「（関係書類が押収されているため、使途等の内訳の一部が記載できない旨、報告があった。）」を削る。

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち2を次のように改める。

2　支部政党交付金による支出総額	12,770,439
支部政党交付金支出充当額総額	12,770,439

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳	
支部政党交付金	0
経常経費	7,679,886
人件費	1,698,250
光熱水費	198,156
備品・消耗品費	1,773,145
事務所費	4,010,335
政治活動費	5,090,553
組織活動費	3,517,395
選挙関係費	0
機関紙誌の発行その他の事業費	1,523,148
機関紙誌の発行事業費	1,523,148
宣伝事業費	0
政治資金パーティー開催事業費	1,523,148
その他の事業費	0
調査研究費	0
寄附金	50,010
その他の経費	0
合計	0
	12,770,439

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち7中

「〃	一件五万円未満の計	51,146	〃	〃
	合計	不明	不明	」を
「〃	一件五万円未満の計	51,146	〃	〃
	合計	311,861		」に、
「電話工事・電話代	一件五万円未満の計	1,773,145		
	合計	99,212	西日本電信電話㈱	大阪市
		不明		」を
「電話工事・電話代	一件五万円未満の計	99,212	西日本電信電話㈱	大阪市
	合計	719,262		」に、
		4,010,335		